

聖籠町告示第46号

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する要支援者について、前項各号のいずれかに該当するときは、当該要支援者を申立対象者とみなして、この告示を適用することができる。

(1) 他の市町村の病院等に入院等している者であって国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項又は第2項の規定により、本町の区域内に住所を有する者とみなされるもの。

(2) 他の市町村の病院等に入院等している者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項又は第2項の規定により、本町の区域内に住所を有する者とみなされるもの。

(3) 他の市町村の住所地特例対象施設に入所等している者であって介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項又は第2項の規定により、本町の区域内に住所を有する者とみなされるもの。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17年法律第123号)第19条第3項の規定により本町が介護給付費等の支給決定を行っている者

附 則

この告示は、告示の日から施行する。